

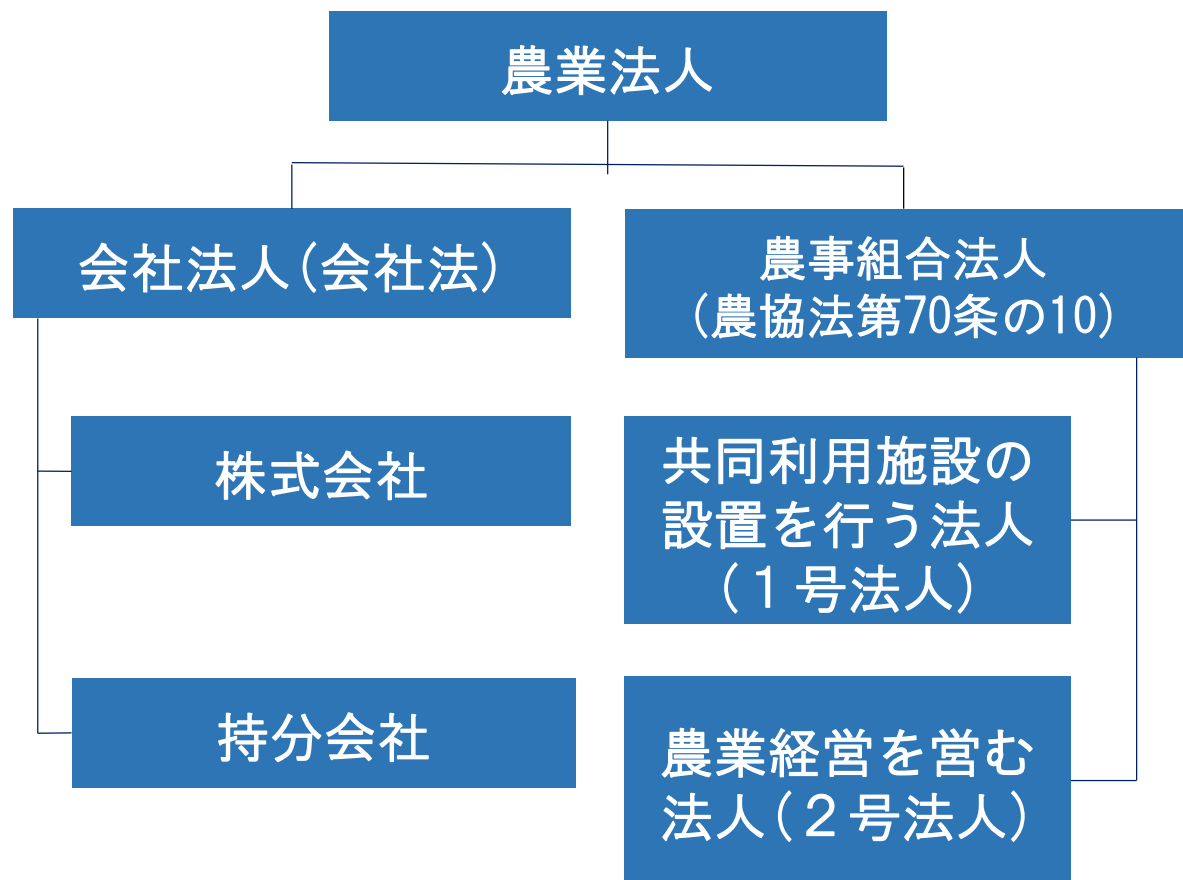
農業経営の法人化

令和3年7月

農業法人とは

農業法人とは、農業を営む法人に対して任意で使用される呼称
(フリー百科事典「ウィキペディア(Wikipedia)」)

➤ 農業経営や農業に関連した事業を行う法人の総称・俗称



メリット

- ① 家計と経営が分離され、経営者の意識改革が期待（法人には記帳義務が課せられる）
- ② 金融機関や取引先への信用力が向上
- ③ 有能な人材・後継者の確保
- ④ 従業員の福祉面や社会保障面の充実（社会保険制度の適用等）
- ⑤ 経営発展の可能性（規模拡大、経営の多角化）
- ⑥ 税制上のメリット（節税） など

デメリット

- ① 社会保険等の強制加入
- ② 経営管理コストの増加 など

農業法人の経営タイプ

1 家族でつくる家族経営法人（1戸1法人）

- ・ その名のとおり家族経営をそのまま法人化したもの（比較的大規模な個人経営）
- ・ 家族の同意と協力があれば法人化可能

2 仲間でつくる組織法人（複数戸法人・協業法人）

- ・ 仲間が集まってつくる組織法人は個人経営と比べスケールメリットを追求したより企業的な農業経営

3 集落ぐるみでつくる集落営農法人

- ・ 中山間地域など担い手の不足する地域や集落内農地の維持・管理など地域単位で営農を目指すタイプ（全員参加型）

農業法人の形態

農業法人

- ・ 1戸1法人を作りたい。
- ・ 仲間の農家と法人を作りたい。
- ・ 農家と民間企業が一緒に法人作りたい。
- ・ 民間企業が農業をはじめたい。

農事組合法人
(農協法第70条の10)

会社法人(会社法)

一般法人(参入法人)

(農地の賃貸に限る)

※農外の企業等がそのままの形態で農業に参入

1号法人

2号法人

株式会社

持分会社

株式会社は、株式の譲渡制限の定めがあるもの。

この3つだけが

「農地所有適格法人」になることが可能
(農地法第2条)

農地を取得(所有)できる法人

- 農地所有適格法人…農地を所有して農業を行う法人
→ [農地の所有権の取得ができる]
- 一般法人…農外企業等が農地を借りて農業を行う法人
→ [農地の所有権の取得ができない]

農事組合法人とは

目的 組合員の「農業生産についての協業を図ることにより、その共同の利益を増進する」（基本的性格は協同組合：組合法人）

構成員 農民等（3人以上）

- 農家だけに認められた簡便な法人化
- 事業内容は農協法第77条の10の1号と2号

種類	事業内容	備考
1号法人	・ 集落で設備などを購入して共同利用 ・ 田植えや防除など農作業を共同で行う	・ 農業経営はできない ・ 農地所有適格法人になれない
2号法人	・ 農業経営全般を行う	・ 農地所有適格法人になれる

- 事業は農業関連のものに限られる（レストラン、民宿等×）
（自らが生産した農産物の加工や販売の一環としてレストラン（小規模）で提供する場合、認められる場合がある）
- 常時従事者の制限がある（2号法人）

農事組合法人は、営利法人と公益法人の中間的な性格（中間法人）

農地所有適格法人の4つの要件

- 農地所有適格法人として農地を取得するためには、農地法第2条第3項に定められている一定の要件を満たす必要がある。

農地法第2条第3項<抜粋>

この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

要件	具体的な内容
組織形態要件	・ 農事組合法人、株式会社（非公開会社のみ）、持分会社（合名、合資、合同）
事業要件	・ 主たる事業が、農業及び農業関連事業 ・ 農業・農業関連事業の売上高が、事業全体の2分の1超
構成員（議決権）要件	・ 農業関係者の議決権は2分の1超 ・ 農業関係者以外の者の議決権が2分の1未満 ※ 農事組合法人の構成員は農民等に限定（3人以上）
役員要件	・ 役員の過半数が農業に従事（原則年間150日間以上） ・ 役員または重要な使用人のうち1人以上は農作業に従事（年間60日以上）

農業経営の法人化を考える時のチェックポイント

- 法人化の目的が明確になっているか、構成員や家族で共有できているか
- 社会保険等の強制加入、年金保険料の負担増加、従業員保険料の負担→ **要試算**
- 将来の事業承継もしっかり考えておくことが必要

法人を継承する人材の育成と計画的な継承の段取り

農業委員会への定期報告

- 農地法第6条第1項に規定する報告すべき農地等の権利を有している法人（農地所有適格法人）は、その農地等の所在地を管轄する農業委員会（該当する農業委員会が複数ある場合は、その複数の農業委員会）に、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告書を提出する必要がある。
（参考）罰則 定期報告を行わない場合 30万円以下の過料

- ・ 農地法施行規則第58条〈抜粋〉

農地法第6条第1項の規定による報告は、毎事業年度の終了後3月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 農事組合法人又は株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
- 三 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿
- 四 その他参考となるべき書類